

君主権と三権分立との間で

- ヘーゲルの英国選挙法改正案批判 -

Between Separation of Powers and Sovereign Power

- Hegel's Critique of the English Reform Bill -

金谷 佳一

KANAYA Yoshiichi

和文要旨：本稿は、ヘーゲルの最後の政治的時事論文であり、また『法(権利)の哲学』刊行後のはじめての政治的時事論文である『イギリス選挙法改正案について』(1831)の考察である。まずヘーゲルがなぜこの論文を書いたかがその時代背景とともに分析される。つぎになぜヘーゲルにとってほかでもなくイギリスの選挙法改正が問題になるのかが考察される。さいごにこの論文で驚くほどの詳しさを論じられている庶民院(the House of Commons)選挙法改正案とそれをめぐる国会での議論、さらにはその背景にあるイギリスとアイルランドの社会の実情についてのヘーゲルの理解とそれに基づくヘーゲルの批判がはたして正当なものであるのかどうか論じられる。

【キーワード】君主権、三権分立、ヘーゲル、イギリス選挙法改正、議院内閣制

Abstract : This paper analyzes Hegel's 'The English Reform Bill' (1831). This is his last article and the first one on politics after the publication of Philosophy of Right. First, Hegel's intentions shall be explored within the context of their historical background. Secondly Hegel's interest in England shall be scrutinized. Thirdly his understanding of English situation and his critique of the Reform Bill shall be assessed.

【Keywords】sovereign power, separation of powers, Hegel, English Reform Bill, cabinet government

1. はじめに

Hegel: Handbuch: Leben-Werk-Wirkung が W.イェシュケ(ヘーゲルアルヒーフ所長)によって2003年に出版された¹⁾。これからのヘーゲル研究はこれを無視することはできないだろうということで、日本ヘーゲル学会では2005年の10月にイェシュケを招き、東京と大阪で講演会が企画されている。また、長年その訳の正確さとイギリス人ならではの批判的な訳注で有名だった T.M.ノックス版に加え²⁾、新たな訳が L.ディッキーと H.B.ニスベットの共編、H.B.ニスベット訳で出版されている³⁾。本稿ではこの Handbuch のおまに『イギリス選挙法改正案について』に關係する部分とニスベットの訳と L.ディッキーによる詳細

な編注を参照しながら、これまでの日・独・仏・英の研究を振り返りつつ、次の諸点を検討したい。1)ヘーゲルはなぜこの論文を書いたのか。2)なぜヘーゲルにとってイギリスの選挙法改正が問題になるのか。3)この論文で驚くほどの詳しさを論じられている庶民院(the House of Commons)選挙法改正案とそれをめぐる国会での議論、さらにはその背景にあるイギリスとアイルランドの社会の実情についてのヘーゲルの理解とそれに基づくヘーゲルの批判がはたして正当なものであるのか。その際、とくにイギリスでは立法権、行政権に比べて君主権が弱いというヘーゲルの批判に注目したい。ヘーゲルは、『法(権利)の哲学』(1821)において、君主権・統治権・立法権から

なる真の三権分立を「公共的自由の保証と」としているからである⁴⁾。また『法(権利)の哲学』と講義録に本質的な相違があり、そこに検閲に配慮した立場の変換と書き換えがあったとするイルティンクのテーゼに対して、ジープが指摘するように、1817/18年の講義においてヘーゲルは「議会主義的君主制の『リベラル』な西ヨーロッパの前段階に事実上かなり近づいていた」が、君主権・統治権・立法権からなり、君主が最終決定の権限を持つという君主権優位の独自の三権分立論を最後まで維持したことがここで明らかになるからである⁵⁾。

さて『イギリス選挙法改正案について』(1831)のはヘーゲルが自分の手で発表した最後の論文である。また、『法(権利)の哲学』(1821)の出版以来、初めて発表された政治に関する時事論文である。「体系的哲学=学」を唱えたことで有名なヘーゲルも、政治的時事論文やジャーナリズムに決して無縁でなかった。ナポレオン軍の占領のためヘーゲルが私講師として勤務していたイエナ大学が閉鎖されて、イエナを去らねばならなくなったとき、年上の親友、ニートハンマーの斡旋で不本意ながらもバンベルクで新聞の編集者となったことがある(1907-08)。もちろん大学で哲学の研究と教育にたずさわるのが、ヘーゲルの夢であった。しかし、いったん新聞編集と経営にかかわると、検閲当局の嫌がらせと戦いながら、熱心に『バンベルク新聞』の発行につとめた。どこか『ライン新聞』時代のマルクス編集長を思い出させるようなエピソードもある。「新聞を読むことは、近代人の朝の祈りである」というフレーズはヘーゲル研究者の間ではよく知られている。

16日づけの手紙へのヘーゲルの5月21日づけの返事⁸⁾、それに妻のマリー・ヘーゲルのニートハンマーへの1831年12月2日づけの手紙ぐらいいしかこれにかかわる資料が残されていない。

なぜ最終章が掲載されなかったのかを尋ねたと思われるフォン・バイメへの返事で、ヘーゲルは以下のように答えている。「あの論文は、つねにプロシヤの国家体制と立法制度の誹謗の原因となるだけでなく、同時にそれと対比的にイギリスが実現している自由についての自負と他の国々の人からの広い評判の根拠となっている、ある普遍的な原理（議院内閣制と国会議員選挙）を実際に検討してみせる機会として選挙法改正問題を利用しようとしたのです。ところが、イギリス国家に対する攻撃であると解される可能性のあるものをプロシヤの国家新聞に掲載するのは適当ではないとされ、最終章の掲載は中止されたのです。⁹⁾」このヘーゲルの説明は大きな手がかりである。普遍的な原理とは、庶民院の選挙にもとづいた議院内閣制のことであろう。しかしこのヘーゲルの説明が全面的に信頼できるのかという問題が残る。

またイェシュケによれば、「イギリスでの選挙法改正の論議を知ったヘーゲルは極度の不安に日夜襲われた¹⁰⁾」との、よく知られているローゼンクランツの『ヘーゲル伝』の記述は、パリの7月革命に対するヘーゲルの反応にかんする誇張の多い報告同様、信頼できるものではない。なぜならローゼンクランツは当時まだベルリンに住んでいなかったので直接の目撃者でありえず、またヘーゲルの親しい交友圏に属していたわけでもない。実際かれはこの報告の根拠を提示できていないのである。またこのローゼンクランツの報告をクレジットなしで受け売りにし、しかも「伝説化の論理にしたがって、すでに問題ある証言の数を（信頼性を増すため）単数から複数に変造したローゼンツバイクの記述：信頼できる証言によると、ヘーゲルはひどい不安に襲われた¹¹⁾」も、少なくともこの点に関しては当てにならないというべきである。

マイケル・ペトリは、上に引用したヘーゲルの手紙に基づいて、この論文の執筆の動機を端的に「プロシヤ王国のためのプロパガンダ」であると考えている。しかもかれはこの論文を、政治的プロパガンダとして大きな成功をおさめたものであるとする。ペトリによれば、ヘーゲルの論文のねらいはこうである。まず1830年、フランス7月革命をきっかけに再び動揺をはじめたロシアを含むヨーロッパの政治状況とそのドイツ国内への波及を憂慮して、1806年のイェナでの敗戦以来プロシヤ政府が上からの諸改革を通じて成しとげてきた近代化の成果を賛美すること。さらにそれらの諸改革を通じ近代化を実現

することによって、プロシヤ政府の官僚たちの手で達成されてきた、現在までの国内政治の安定と対外安全保障の確保のもつ価値を、政権の各部署を担当している官僚たち、プロシヤで経済活動をするインテリ実業家たち、それを批評する知識人層にいまいちど想起させ、プロシヤ現体制に自負と自信を持たせることであった¹²⁾。

またそこでは、伝統的にイギリスを理想化しそれを基準にして、プロシヤには「自由が無い、国会制定（1815年6月9日）、憲法制定（1814年6月3日）の約束が守られていない」と、プロシヤの後進性を批判する自由主義者たちに、イギリスの自由の現実、つまりその社会制度と選挙制度、議院内閣制にもとづく国会と政府の現実を詳しく描き出し、かれら自由主義者たちに突きつけ、反駁することもあわせて目論まれていた¹³⁾。そもそも、プロシヤの諸改革を先導したシュタインとハルデンベルクもイギリスを訪問し、かれらの諸改革のインスピレーションをイギリスの政治・社会制度から得ていた。またイギリスの諸制度の素晴らしさはフリードリッヒ・フォン・ゲンツの文筆活動によってドイツに紹介されていた。さらに当時からシュタインとハルデンベルクはイギリスの二院制の国会に似た議会制度の導入をプロシヤの政治改革と近代化の究極目標にしていたという歴史的な経緯があった。その意味でもイギリス選挙法改正問題を取り上げる必要があったというのである¹⁴⁾。

ここから、イギリスでの選挙法改正をめぐる議論のほか、フランス7月革命の成功の影響を受けたベルギーのオランダからの独立の成功、不成功に終わったポーランドの暴動、さらにはハノーバーやザクセンなどドイツ国内での立憲化をめざした運動に直面して、難しい舵取りを迫られたプロシヤ政府当局者にとって、ヘーゲルのこの論文は大きな支えになったはずだとペトリは考える。その意味で、ペトリはプロパガンダとして大成功であると評価するのである。確かに歴史を後から振り返ってみれば、プロシヤは1830年と1848年の危機をなんとか乗り越えたのであるから、そう論じることもできるかもしれない。

金子武蔵はこの論文の掲載が国王の介入によって中断させられたのであるから、現実政治の推移に立ち遅れ、友人の意見をいれて公表を断念した『ヴュルテンベルグの内情』、急転する国際・国内政治の状況に置き去りにされ公表を断念した『ドイツ憲法論』、発表したのが何の反響も無かった『ヴュルテンベルグ王国地方民会の討論』と同様にこれもまた失敗作であるとする¹⁵⁾。

さらに金子はプロシヤ国王による『プロシヤ王国官報』への論文掲載続行の禁止も当然だとする。なぜならヘー

ゲルは掲載を禁止された続編のなかでイギリスの君主権の弱さを批判していた。またイギリス王を指して「えさをたんまり食って太った豚」と罵倒し、その弱体の故に、もし選挙法改正が可決されればことは議会の改革ではとどめられず、革命に至るかもしれないと論じていた。しかし1831年4月23日にウィリアム4世は抗議しようとする貴族院議員たちを無視して庶民院にみずから出向き、議会の解散を断固命じたことが4月29日ベルリンで報じられた。ヘーゲルのイギリス王権弱体批判が誤りであったことをイギリスで起こった事実が証明してしまったのである。それ故、金子武蔵によれば、「イギリス王を罵倒する論文を官報に掲載することは、プロシャ王としては外交儀礼上の許せないところであるのみならず、事実と相違する記事を官報に掲載するわけにはいかないから、けだし禁止は当然である」ということになる¹⁶⁾。

金子武蔵はヘーゲルがイギリス選挙法改正問題を取り上げたのは、選挙法改正案が1831年3月1日に庶民院に上程された直接の原因がフランス7月革命のイギリスへの、しかも1789年以来40年以上もフランス革命の影響に抵抗し続けてきたイギリスへの波及であるから当然であるとする¹⁷⁾。そして以下の三点をこの論文の執筆の原因であるとしている。1) ヴュルテンベルグ人であるヘーゲルが若いころからチュービンゲン契約をマグナ・カルタになぞらえる習慣もあったほどヴュルテンベルグ公国と歴史的に関係が深いイギリスの政治に大きな関心と共感を持っていた。2) イギリス選挙法改正案(1831)の直接の動因である1830年のフランスの7月革命がヨーロッパの一大転換期であり、ヘーゲル自身もその重要性を認めていた。3) この法案は以前からヘーゲルが苦慮してきた選挙制度に関わるものであり、かつイギリス議会の論議が団体主義か個人主義かという論点を含んでいたこと。以上の三点である¹⁸⁾。しかし、大成功というペトリも失敗作という金子も実は外見ほど違っているわけではない。ちなみに、イシュケは失敗作であると考えている。

3. イギリス

3-1 イギリスへの関心

ヘーゲルのイギリスへの関心は深くまた幅が広い。彼がフランスとイギリスの社会・政治状況の展開を学生時代からほぼ一貫して熱心に観察しつづけたことは良く知られている¹⁹⁾。上述したように金子武蔵はヘーゲルの生まれ育ったヴュルテンベルグがそもそも親イギリス的伝統を持っていたと指摘している。金子以上にヘーゲルの

イギリスへの関心の深さとイギリスからの影響を強調するのはN.ワゼックである。ワゼックは、リッターの『ヘーゲルとフランス革命』の影響でフランスとフランス革命への関心が注目される傾向にあるが、ヘーゲルのイギリスとイギリスの政治への関心はフランスにおとらず深く広いものであり、少なくとも以下の七つの観点でさらに解明されるべきであるという²⁰⁾。

第一は、ヘーゲルのイギリス政治への関心である。ワゼックによれば、イギリス政治への関心の始まりは従来考えられていた以上に早く、ヘーゲルの側の反応は『カル親書訳』への注解で暗にピットに言及したのをはじめとし、最後の『イギリス選挙法論文』まで一貫している。

第二は、ファーガソン、ヒューム、ステュアート、スミスなどスコットランド学派の政治経済学への関心とその受容である。ファーガソンに関してはシュトットガルトのギムナジウム時代まで、その他についてもフランクフルト時代や、イエナ時代ではなく、ベルン時代にさかのぼるものである。

第三は、シェイクスピア、ミルトンをはじめとするイギリス文学、ウォルター・スコット卿をはじめとするスコットランド文学、シャフツベリ、ヘンリー・ホームなどの文学理論の受容である。

第四は、イギリスの哲学者にたいする関心である。『哲学史講義』ではベーコン、ホブス、ロック、パークリー、ヒューム、スコットランド学派などのイギリス哲学が論ぜられている。

第五は、ヘーゲルのギボン、ヒューム、ロバートソンなど歴史家に関する議論である。

第六は、イギリスの法律と法理論家についての議論である。

そして、最後にニュートンを頂点とするイギリスの自然科学と医学との対決がある。

ワゼックによれば、ヘーゲルが滞在した当時のスイスはイギリスの影響の強い土地であり²¹⁾、彼が家庭教師をしていたシュタイガー家の図書室には190冊のイギリス書籍のコレクションがあった。その中には、文学関係ではドライデン、ジョンソン、ミルトン、ポーブ、シャイクスピア、スイフト、トムソンなどが含まれている。美学関係ではシャフツベリとヘンリー・ホームが、政治・歴史関係ではベーコン、ボリングブロック、ギボン、ハリントン、ホブス、ヒューム、ロック、ロバートソンが含まれていた。当主の父親と兄はとくにイギリス好きで有名であり、二人とも教養を身につけるためイギリスを訪れたほどであった²²⁾。しかもこれらシュタイガー家

の図書のコレクションに含まれていたイギリスの書籍の多くがまた後年ヘーゲル自身の蔵書の中に見つかるという²³⁾。

たしかにこう並べ上げられれば、選挙法改正論文執筆にいたるヘーゲルにとってイギリスとの関係が深く広いものであることを否定することはできない。通説となっている1799年初期のフランクフルトでのジャイムズ・ステュワートの『経済学』研究、1803/04年の冬学期、イエナでのアダム・スミスの『国富論』研究も、彼のいうように遅くともこの時期までに始まった理解すべきであり、またシュトットガルトのギムナジウム時代にアダム・ファーガソンを独訳で読んだことを度外視したとしても、スコットランド政治経済学受容の基礎はベルン時代に出発上がっていたと考えるべきなのかもしれない。しかしこれらはイギリスへの関心が早くからのものであり、また非常に広いものであることを示すものであるにすぎず、このことだけからは、なぜヘーゲルがイギリス選挙法改正を問題としたかは明らかにはならない。当時のイギリスの政治状況が考察されなければならない。

3 - 2 イギリスの政治状況

イギリスでは1780年代から様々な政治改革、議会改革を求める運動があったが、1816年ごろからふたたび盛んになっていた。しかし、1821年に腐敗が著しかったグラムパウンド選挙区の2議席をヨークシャー州の選挙区に移すというわずかな改革があっただけにとどまっていた。1828年1月、ゴドリッチ内閣の後、ウェリントン首相、ピール内務大臣のトーリ党主流政権が成立した。ピールはただちに刑法関係の諸改革に取り組んだ。そこにはリーカードに代表される古典学派経済学、ベンサムやジェイムズ・ミルなど功利主義者たちによる哲学的急進主義の改革運動の影響がみられる。

ホイッグ嫌いの国王ジョージ4世が1830年の6月26日に亡くなり、ウィリアム4世が新しい国王となった。1828年から首相であったトーリ党のウェリントンのもとで7月24日には庶民院が解散され、7月29日から9月1日にかけて総選挙が行われたが、そこで選挙法改正問題がとくに大きな争点にはならなかった。7月29日、フランスではルイ・フィリップとラファイエットの率いる革命軍の蜂起が成功し、7月31日にはフランス国王シャルル10世が退位した。そして8月7日、ルイ・フィリップが「神の恩寵と人民の意志」により王位についた。

8月に入ると、イギリスでもフランスでの革命への関心がしだいに高まってきたが、それも総選挙の結果にはさして影響をあたえなかった²⁴⁾。しかし、秋が深まるに

つれ7月革命は急速にイギリスの世論にも大きな影響をもつようになった。10月の末、新議会が召集されたとき空気は一変していた。11月3日、ウェリントン首相が議会でかねてからの持論である選挙法改正反対の立場を改めて明確に表明した時には、トーリ党、ホイッグ党を問わず誰の目にも辞任しか道がないと思われるほどになっていた²⁵⁾。事実、11月16日、与党トーリの一部の支持を失い、議会の多数派の支持を維持できなかったウェリントンは首相を辞任するしかなかった。

ウェリントンの辞任後、国王ウィリアム4世はホイッグ党のチャールズ・グレイを首相に指名した。24年ぶりのホイッグ党の政権復帰であった。グレイは1790年代から議会改革の必要性を説いて、何度か改正案の提案も行ってはいたがその都度圧倒的に否決されてきた。1830年のこの時点では「議会改革こそがもっとも簡単な革命の予防手段」と考えるようになっていた。経済的にも知的にも大きな力となってきた中産階級を議会の政治過程に反映させ、貴族支配の議会を改革しなければ、議会改革の要求は「急速に共和主義に転じ、現体制の破壊」、つまり革命に至るだろう。そのためには改革は「すべての正当な要求を満足させるだけの内容を備えたものでなくてはならない²⁶⁾」と彼は王への手紙に書いている。政権が発足するとグレイは娘婿のダーラム卿とラッセル、ジェイムズ・グラハム、ジョン・ボンソビの4名からなる委員会に選挙法改正案の作成を命じた。法案の原案作成にあたっての内閣から委員会への指示は、「世論を満足させるに十分であり、またさらなる改正を確実に阻める案；財産所有にもとづき、現行の選挙区を基本的に維持し、現政治体制転覆の危険を冒すものでないこと」であった²⁷⁾。議会での討論は3月2日からはじまり、ホイッグ党のマコーリが賛成演説をし、翌日にはトーリ党首ピールが反対演説をした。3月23日法案は302対301で第二読会を通過した。3月28日貴族院で、前首相ウェリントンは、1688年の名誉革命以来、イギリスの議会は富と才能と多様な知識との結合によって、王国のもろもろの大きな利害を代表したものであって、国事は最善のもっとも名誉あるしかたで討議されてきたという意味の演説を行って、再度改正案に反対した²⁸⁾。3月30日、議会はイースターの休暇に入った。ここまでのイギリスの政治状況と改正案とそれをめぐる国会討論を観察して、ヘーゲルは、改正案が実施されれば「改革の代わりに革命を導入するように誘われだろう」(『イギリス選挙法改正法案について』上巻精訳 233頁、Werke 11, S.128, Knox p. 330, Nisbet p. 270.)と、グレイ内閣と反対の結論を出したのである²⁹⁾。

4. ヘーゲルのイギリス・アイルランド理解

ヘーゲルは、イギリスの選挙法が改正されるべきであるということ疑ってはいない。むしろ、それは遅すぎたと考えている。現行の選挙法はきわめてでたらめで、不公平なものである。イギリス社会の産業化とそれによる人口移動と新しい都市の発展に対応しないまま選挙区割りや定数が固定されたとする。人口が10万以上の都市に選挙区と議席が割り当てられず、他方で選挙人がいない選挙区がそのままになっている。選挙人の少ない選挙区は貴族や大金持ちの売買の対象になっており、議席の多数が貴族とその他の金持ちの手ににぎられている。これら腐敗選挙区（ロットン・バラ）の存在はできるだけ早い改革を必要としている³⁰⁾。

しかし問題はそれだけではないとヘーゲルは考えている。背景にはいまだに多くの特権が少数の貴族に握られ、立法院である貴族院と庶民院の両院がトーリとウィッグ両党の貴族に支配されているという政治構造があり、憲法自体が私法の性格を脱していない。イギリスの憲法は、国王や議会から授与されたり、買入れられたり、贈与されたり、強奪されたりした特権にもとづいている。マグナ・カルタや権利章典もそうである³¹⁾。さらにいままなお行政職、士官職、聖職が縁故と金によって貴族間で分配されるという慣習が支配的であり、国政に参加するものに学問的修行、実地訓練、経験をそなえる機会も設けられていない。「大陸の文化国家」ではすでに廃止された十分の一税、領主権、狩猟権などもいまだに存在している。しかも国内植民地であるアイルランドでは国教会によってカソリックの住民が不当に搾取されている。イングランドでさえ農民は自作農になる可能性を持ちえず、貧民化し、工場労働者になったり救貧法の対象になったりしている³²⁾。アイルランドの農民はさらに悲惨な状況におかれている³³⁾。イギリスはこれらの問題を抱え、いまだに真の意味での三権の分立と市民社会と国家の区別に基づいた近代的な立憲君主制に発展していない³⁴⁾。

ヘーゲルは同時代のドイツ人としては、ずば抜けたイギリス通であり、かれほど深くイギリスの経済的、社会的、政治的状況を理解していたドイツ人はいないといわれる³⁵⁾。しかし、『イギリス選挙法』論文で驚くほどの詳しさを論じられている庶民院議員選挙法改正案とそれをめぐる国会での議論、さらにはその背景にあるイギリスとアイルランドの社会の実情についてのヘーゲルの理解とそれに基づくヘーゲルの批判ははたして正当なものなのだろうか。ヘーゲルはイギリスの社会と政治状況、またその支配下にあるアイルランドの社会と現実をどの

ようなメディアを通じて知り、それをどのように見ていたのだろうか。それは正確なものであったといえるのだろうか。

4-1 『プロシヤ官報』

1818年10月5日、ハイデルベルクからベルリンに移り住み、ベルリン大学で講義をはじめたヘーゲルはのちに『イギリス選挙法』論文を発表することになる『プロシヤ王国官報』(*Allgemeine preussische Staatszeitung*)を定期的に読みはじめようになる³⁶⁾。『プロシヤ王国官報』は公式の国家新聞であったが、現在われわれが知る新聞のイメージからは程遠く、まさに政府刊行物という趣を持っていた。その紙面はあまりにもまじめで、無味乾燥であり、プロシヤ国家たいしてそれがジャーナリズムとして本来なすべき貢献をしていないという一致した認識がベルリンの体制派の知識人層にあった。プロシヤ中央政府と諸官庁の実際の現実的な業績を世間一般の目にはっきり見えるようなかたちで提示することこそが、自由主義者たちのかきたてる実際には根拠の無い、しかしやっかいな熱望とそれからくる攻撃や批判を中和する最善の解毒剤であると考えられ、人気のある新聞を創設することが必要であるとの議論もあった。実際、エドモント・パークの『フランス革命についての省察』のドイツ語へ翻訳や月刊誌の発行で有名なフリードリッヒ・フォン・ゲンツは1828年に新しい新聞の創刊を計画したが、十分な数のジャーナリストを集められず断念した³⁷⁾。1830年には、「愛国的出版業者」フレデリック・パースが「政府の意図とその業績がよいというだけでは十分ではない。それについての国民一般の認識も同じくらい重要である」と述べ、「それ故、プロシヤ政府は自分の業績の宣伝・広報をはじめべきである」と主張、新しい大衆新聞の刊行の必要性を政府に訴えた。しかしこの提案は、「行為が言葉より重要である。またいったん政府が宣伝・広報をはじめると、容易に政府自身が制御のできない社会的要因(=世論)に依存する事態にはまり込んでしまう」という理由で却下された³⁸⁾。

『プロシヤ官報』の紙面構成は、たしかに官僚的、機械的であった。海外ニュースはロシア、フランス、イギリス、オランダ等、当時の国際社会のヒエラルキー上の順番に従って配置され、それぞれの国のニュースは各国の宮廷情報からはじめられるのが決まりであった。ドイツの国内ニュースも同様であった。報道の重点はおもに外交的、憲法・国家体制的、法律的側面に置かれていた。決まった社説欄は無く、まとまった解説記事は別の欄に掲載されていたが、ヘーゲルの『イギリス選挙法』論文

のように数回に分けて連載されるほど長い評論記事はまれであった。しかし分野によっては、その報道の質は高かったとペトリは報告している。たとえば、1831年3月16日の『プロシャ官報』は、イギリスの全国紙、地方紙の選挙法改正問題に関する態度、つまりどの新聞がどの改革案をどういう理由で支持しているかについての良くできた調査とその分析を掲載している。それはまた、多くの場合報道の客観性においても優れていた。フランス7月革命が起こるまで、『プロシャ官報』はフランスリベラル派のうごきをかなり同情的に報道していた。革命勃発後も、フランスでのその展開、ベルギーとポーランドの蜂起は当然の出来事のように報道されていた。1830年9月ベルリンで反乱が起きたときも、さすがにまもなく記事にならなくなったが、最初は他国の場合と同様に報道されていた³⁹⁾。

ジョン・ラッセルによって1831年3月1日に提出された選挙法改正法案についての記事は、3月9日にはじめて『プロシャ官報』で報道された。『プロシャ官報』の報道はおもに議会での議論に的を絞ったものであったが、最初からウィッグ党の提案に好意的であった。イングリス、ウェザレル、ピール、パーシバルなどの演説が詳細に報じられた。マコーリーの、提案のもつ長期的な建設性を訴える力強い演説は、ふさわしいスペースを与えられ、注目を引いていた。しかし『プロシャ官報』のイギリス議会報道のなかで最もきわだった特徴は、オコーネルとかれの同僚議員の演説に割いたスペースと注目の高さである。『プロイセン官報』のロンドン特派員は、アイルランド党を率いるオコーネルの演説でなされた、ウィッグ党提案のもつ長所についての博識で、見事な吟味は、「過去数日間の演説の中で最高、いやこの法案審議中すべての中で最も優れたものである」と断言している。

3月26日には以下のようなロンドン特派員による、状況をうまく要約した解説記事が掲載された。「もちろん、政府案には多く理由で反対する者がいる。この案は自分たちの利益を守ろうとしているだけだ。この案は偏見に基づいている。この案は多く与えすぎるのを恐れている。さらにはこの改革を認めれば、さらにあらたな改革を呼びついに革命に至るから反対だとまでいうものまでいる。しかし、改革が認められればついに革命に至る可能性があるというものたちも、改革案が否決されれば革命の可能性がなくなるのかといえば確信が持てない。しかし、このグループは議会に請願しないので、背景にとどまっている⁴⁰⁾。」最後の部分は、ヘーゲルの立場を先取りして批判しているかのようである。

4 - 2 モーニング・クロニクル

ヘーゲルは、ベルリンに移ってからも、イギリスの新聞の翻譯を讀みイギリスの最新情報を追うとともに、丹俚潔

確さに改めて気づかされるはずである主張する⁴⁵⁾。なかでも政治面では、イギリス議会での議論の展開を、ヨーロッパ大陸全体の騒擾と革命の進行の中に位置付ける、ニュースにおける争点の国際化が『クロニクル』の報道の特徴であった。興味深いことに上述の『プロシャ王国官報』がしばしば東ヨーロッパ情勢の、特にポーランドの暴動の情報源として引用されていた。ラッセルの選挙法改正案の上程を報じた3月2日の一面全体が、フランス、オーストリア、イタリア、ポーランド、ロシアでの革命的事件で埋め尽くされていた⁴⁶⁾。

『クロニクル』の紙面は、広告、社説、議会ニュース、法廷ニュースを主要な項目としていた。ペトリはヘーゲルがこの『クロニクル』の議会ニュースから『イギリス選挙法』論文の第3章で扱った材料の大部分を得てきていると指摘している⁴⁷⁾。この第3章でヘーゲルはウェリントンの演説を引用し、改正法案が「旧来からの特権とあらゆる市民が平等に選挙権をもつべきだ」という抽象的思考原理の混合物」にすぎないと批判し、また「原理を整合的に徹底すれば...たんなる改革ではなくて、むしろ革命になるだろう」と論じている。『クロニクル』の争点の国際化の影響を受け、スウェーデン、イタリア、フランスの議会制度にもふれているが、そこでのヘーゲルの主要関心事はアイルランドをふくむイギリスの庶民院への議員選出制度のもつ問題点である。ヘーゲルは3章で以下のように述べている。

「投票権そのものは、より高い関心を惹き起こしているようである。と言うのは、投票権は、それ自身において、投票権の普遍的な分配をもとめる欲求と要求を喚起するものだからである。しかし、それにもかかわらず、投票権の行使の方は、強い要求とこの要求より生じる運動を誘発させるほど、魅力あるものではないことを、経験は示している。(中略)...そして、特に選挙資格の財産評価が高くなることに、選挙権を喪失してしまう多くの人々からは、あるいは、かれらの投票が州の全有資格者〔の投票〕と一緒にされてしまうことによって、その投票権が著しく弱められてしまう多くの人々からは...なんの抗議も提起されていないのである。(中略)...1年前、議会決定による法令によって、選挙権資格に必要な地代が高くなることによって、アイルランドでは、約20万人の人々が選挙権を奪われたが、それにもかかわらず、これらの人々は、自分たちの国政と統治に参加する資格の喪失について、なんの訴願も起さなかったのである。いずれにしても、選挙人は自分たちの権利の中に、議会に選出されることを欲する人に役立つにすぎない属性を見だし、それらの人の意見や恣意や利益のために、自分

たちの参政権のうちにある一切のものが犠牲にされているのである。」(『イギリス選挙法改正法案について』上妻精訳 213頁、Werke 11, S. 111, Knox p. 317, Nisbet p. 256.)

英語版の訳者、T.M.ノックスが、脚注で、それをそのまま受けて日本語版の訳者上妻精が文末の注で、また金子武蔵が解説で何度も指摘しているように、ここでもアイルランドの選挙法案とイギリスの選挙法案の混同が見られる。イギリス選挙法改正案によれば、それが施行された場合選挙権を喪失するのは、住所のない選挙人だけである。それ以外の場合、Å 晉結裔たちの国s Y 罽顛翠 瓦F 象を宿壁紉

で選出された庶民院の内部の対立を王が調停できないので、プロシャなどヨーロッパ大陸の他の国でなされたようには「封建的な特権」から「近代的な実質的自由」への移行をイギリスでは平和裏には実行できず⁵⁰⁾、ウッグ内閣の提案する改革は革命を誘発するだろうという第4章の結論部の議論である。ヘーゲルは以下のように熱弁を振るう。

「法案が...これまでの体制とは正反対の諸原則に対して、統治権力の中心である議会への道を開くことになりうるとすれば、これら諸原則は、これまでの過激な改正論者が得ているよりもはるかに重大な影響力をもって、議会に現れてくるだろう。そして、そのときは、実定的な特権がもつ利益と実質的自由の要求の間に、両者を抑制し、和解させる、より高い調停権力が欠けているから、闘争はなおさら危険なものとなるだろう。なぜならば...ここイギリスでは王権が無力だからである。君主権を除いて他の権力と言えば、国民であろう。そして、議会にこれまで縁のなかった基盤の上に立つ野党は、議会において、かれらに対立する政党と互角に戦えるとは感じないだろうから、国民の中にみずからの力をもとめ、改革ではなく革命を導入することに誘われることであろう。」(『イギリス選挙法改正法案について』上妻精訳 223頁、Werke 11, S. 128, Knox p. 330, Nisbet p. 296f.)

ヘーゲルの批判の主要点のひとつは私的な特権が温存されたままのイギリスの議院内閣制では、貴族院・庶民院の両院を支配する貴族の権力に比べて王権が圧倒的に弱いことであった。この強力な貴族の支配のため、ベンサムやミルの運動にもかかわらず、社会・政治改革がなかなか進展してこなかったのは事実である。その意味では、ヘーゲルの批判はあたっていたといえよう⁵¹⁾。しかし1831年4月23日ウィリアム4世が庶民院にみずから姿をあらわし、断固解散を命じたことを根拠に、イギリス君主権はヘーゲルが考えたようには決して無力でなかったと、金子武蔵が指摘していることは上に述べておいた。さらに翌年にも決定的な出来事があった。1832年6月4日改正法案が最終的に貴族院で第三読会を通過したのは、グレイ首相の願いを入れて決断した国王が、王権を発動し、5月18日に、もし必要なら貴族院で法案を通すため、新たな貴族院議員を必要な人数だけ任命する権限をグレイに与えたからであった。

さらに次の点も重大な分析の誤りとして指摘しなければならない。ウイッグ内閣の選挙法案は、1831年10月8日に貴族院では否決されたが、上に述べたように国王の強力な支持もあり、翌年、1832年にはほぼ同じ内容のまま、大きな混乱もなく両院で可決され通過した。マ

クグレガーもまた最近ではペトリもいうように、たしかに当時イギリスには、国王自身を含め、ヘーゲルの結論と同じように、これにより革命が起こると予想し、不安を抱いていた人は多かったのかもしれない。しかし、実際にはイギリスでは、ベンサムやミルが脅迫し、ヘーゲルが予測した心配したような革命はついに起こらなかったのである⁵²⁾。

むすびにかえて

ヘーゲルは一方でアイルランドとイギリスの直面する社会諸問題、経済問題、政治問題をえぐり出し、批判し、改革の必要性を強く指摘し、同時に選挙法改正の必然性を承認していた。しかし他方でイギリスの直面するそれらの諸問題はたんに選挙法の改正では解決できないものであると論じ、ウイッグ内閣の選挙法改正案を徹底的に批判していた。下部構造の問題を選挙法改正のような上部構造の、法律改革だけで解決することはできないというわけである。君主権・統治権・立法権からなる独自の三権分立論を提唱するヘーゲルの観点からは、イギリスの議院内閣制では君主権が弱く、革命なしの改革は不可能であるとされた。またそこには、近代国家における個人の自由の実現を近代ヨーロッパが実現した歴史的な成果、「進歩」であるとしながらも、国家の正当性を最終的には男女普通選挙に結びつく、「民主的」で「平等な」選挙に求める抽象的・合理的政治思想、社会契約説の批判も含まれていた。さらに一般大衆の政治的意見、国民の世論の不確実性と国家が不確実な世論に依存することの危険性に対するヘーゲルの強い懸念もみてとれる。国家があれば、それだけで自由があるわけではないが、国家がなければ、自由の成立する基盤はない、その国家を維持するためには統治権と立法権の行き過ぎを抑えることのできる君主権が必要であるとヘーゲルは考えるのである。おそらくヘーゲルによるイギリス・アイルランド分析の最大の問題は次の諸点であろう。これらの分析、指摘、批判、懸念はある意味ですべて当たっているといっている。しかしながら、ヘーゲル自身も、それでは選挙法の改正でなく、どうすればこれら諸問題を解決できるのかまったく提示できていないのである。イェシュケは『イギリス選挙法』論文の特徴は、「革命の恐怖」や「復古的解決策の宣伝」というより、この「根本的解決のなさ」であると論じているほどである⁵³⁾。しかしヘーゲルの懸念をよそに、1830年代のイギリス人たちはヘーゲルがイギリスの国民性であると指摘した独特な実用主義と政治感覚をなんとか維持し、「フランス的抽象」にはおぼれなかった。1832年の選挙法の改正によって改革されたイギ

リス議会は、「あたかもヘーゲルが描いたかのような社会改革・経済的改革のアジェンダ⁵⁴⁾」を、工場監督官、児童・女性の労働時間制限、義務学校設置、男子の労働時間制限等を内容とする労働工場法(1833, 1834)をはじめ、新救貧法(1834)、都市自治法(1835)など様々な改革を通じて解決していった⁵⁵⁾。大陸諸国が革命に揺れ動いた1848年にも、イギリスは革命を回避することができた。そして第二次選挙法改正(1867)、第三次選挙法改正(1884)によって議院内閣制の基盤を拡大しながら、ビクトリア時代の繁栄を生み出していったのである。

* 次の略号は以下の文献を、その後の数字は巻数を表す。
Werke : G.W.F.Hegel Werke in zwanzig Bänden, hrsg.von E. Moldenhauer und K. M. Michel, Frankfurt am Mein, 1970.

* 本稿は、「イギリス選挙法とヘーゲル」(加藤尚武・滝口清栄編『ヘーゲルの国家論』所収、理想社、2006年)をもとに加筆・修正し、京都ヘーゲル読書会研究会(2006年1月)で筆者が報告した内容に基づくものである。

注

- 1) Walter Jaeschke, Hegel-Handbuch-Wirkung, J. B. Melzler, 2003.
- 2) Hegel's Political Writings, trans. T. M. Knox, Oxford University Press, 1964.
- 3) Hegel, Hegel: Political Writings, ed. L. Dickey, trans. H. B. Nisbet, Cambridge University Press, 1999.
- 4) Hegel, Werke 7, Suhrkamp Verlag, 1970, S. 433. 『法の哲学』藤野渉・赤澤正俊訳、『世界の名著』44、中央公論社、1978、517頁。
1817/18年冬学期の講義では、ヘーゲルはカントによる立法・司法・行政からなる三権分立論を有機的でないとして批判するとともに、ヘーゲル自身の三権分立論を「自由の絶対的保証である」としている。Hegel, Die Philosophie des Rechts, Die Mitschriften Wannemann (Heidelberg 1817/18), K-H. Iltting, Klett-Cotta, 1983, S. 151-152.
1819/20年冬学期の講義では、カントの名前は出さず、「近代そのものの理念」であるとしているが、基本線は変わっていない。Hegel, Philosophie des Rechts: Die Vorlesung von 1819/20 in einer Nachschrift, D. Henrich, Suhrkamp Verlag, 1983, S. 231.
- 5) L. Siep, 'Hegels Theorie des Gewaltenteilung' in Praktische Philosophie im Deutschen Idealismus, Suhrkamp Verlag, 1992, S. 269, 「ヘーゲルの権力分立の理論」小川清次訳、『ドイツ観念論における実践哲学』上妻精監訳、哲書房、1995、408頁。
- 6) W. Jaeschke, *ibid.*, S. 313f. Terry Pinkard, Hegel, Cambridge University Press, 2000, p. 640. しかしジャック・ドントはイギリスへの外交的配慮意ではなく、プロシヤ国王自身がこの論文の内容に憤慨したのだとしている。ジャック・ドント『ヘーゲル伝』飯塚勝久訳、1998、未来社、531頁。
- 7) W. Jaeschke, *ibid.*, S. 313.
- 8) H. Schneider, 'Dokumente zu Hegels Politischem Denken 1830/31' in Hegel-Studien, 11, S.81-84. ペイメは1819年カールスバート決議に抗議して、フンボルト・ポイエンとともにハルデンベルク内閣を離脱した。滝口清栄「ヘーゲル最晩年の法哲学」『言語と文化』第3号(2006年1月)(法政大学言語・文化センター) p. 198.
- 9) W. Jaeschke, *ibid.*, S. 314. ()内は筆者の解釈による補足である。
- 10) ローゼンクランツ『ヘーゲル伝』中埜肇訳、みすず書房、1983、354頁。
- 11) W. Jaeschke, *ibid.*, S. 313.
- 12) M. J. Petry, 'Propaganda and analysis' in Z.A. Pelczynski (ed), The State and Civil Society, Cambridge University Press, 1984, p.158.
- 13) M. J. Petry, *ibid.*, p.143. M.J.Petry, 'The Prussian State Gazette and the Morning Chronicle on Reform and Revolution' in Politik und Geschichte: Zu den Intention von Hegels Reformbill-Schrift, Hegel-Studien/Beiheft 35, 1995, S.80.
- 14) M.J.Petry, *ibid.*, S. 84.これには、ジャック・ドントが明確に反対の見解を表している。ドント『ヘーゲル伝』飯塚勝久訳、527、528、530-533頁。
- 15) 金子武蔵「解説」『ヘーゲル政治論文集下』上妻精訳、岩波文庫、324頁。
- 16) 金子武蔵 前掲書、349頁。
- 17) 金子武蔵 前掲書、331頁。
- 18) 金子武蔵 前掲書、325頁。
- 19) ローゼンクランツ 前掲書、353頁。
- 20) Norbert Waszek, 'Auf dem Wege zur Reformbill-Schrift' in Hegel-Studien/ Beiheft 35, 1995, S. 179. J.ドントのHegel secret, P.U.F, 1968(日本語版:『知られざるヘーゲル』飯塚勝久他訳、未来社、1980)もヘーゲルとフランスとの関係を解明した重要文献である。
- 21) N. Waszek, *ibid.*, S.185.
- 22) N. Waszek, *ibid.*, S.184.
- 23) N. Waszek, *ibid.*, S.185.

- 24) M. J. Petry, *ibid*, S. 66. 金子は7月革命の影響がすでに選挙結果に出ているとしている。金子武蔵、前掲書、333頁。
- 25) M. J. Petry, *ibid*, S. 67.
- 26) M. J. Petry, *ibid*, S. 68.
- 27) M. J. Petry, *ibid*, S. 68.
- 28) Williband Steinmetz, 'Der Verlauf der Reform-Debatte bis April 1831 und Hegels Selective Darstellung' in *Anmerkung zum Historischen Umfeld der Englischen Parliamentsreform des Jahres 1832 in Politik und Geschichte, Hegel-Studien/Beiheft 35*, 1995, S. 35-36.
- 29) 金子武蔵、前掲書、334-335頁。
- 30) Hegel, *Werke 11*, S. 83, 84-85, 『ヘーゲル政治論文集下』上妻精訳、岩波文庫、179、181-182頁、Knox, p. 295, 296-297, Nisbet, p. 234, 235-236.
- 31) Hegel, *Werke 11*, S. 89, 『ヘーゲル政治論文集下』上妻精訳、岩波文庫、186頁、Knox, p. 299-300, Nisbet, p. 238-239.
- 32) イギリスとアイルランドの農民の状況についてのヘーゲルの批判は、1815年以降のプロシヤでの農民の貧困化にかんする間接的なプロシヤ政府批判でもあるという解釈がある。L. Dickey, *Hegel: Political Writings*, trans. Nisbet, p. 321-322 n 20, p. 323 n 30.
- 33) Hegel, *Werke 11*, S. 99, 『ヘーゲル政治論文集下』上妻精訳、岩波文庫、199頁、Knox, p. 307, Nisbet, p. 247.
- 34) 滝口清栄「ヘーゲル国家論のモチーフ」シンポジウム『ヘーゲルの国家観再考』日本ヘーゲル学会第1回研究大会、駒澤大学、2005. 6.19, p. 6.
- 35) M. J. Petry, 'Propaganda and analysis' in Z. A. Pelczynski (ed), *The State and Civil Society*, Cambridge University Press, 1984, p. 158.
- 36) M. J. Petry, *ibid*, p. 144, p. 296, n. 18. 残されている『プロシヤ官報』からの最初の抜粋は、1819年6月のものであり、最後の抜粋は、1831年9月のものである。Hegel, *Berliner Schriften 1818-1831*, ed. J. Hoffmeister (Hamburg, 1956), S. 732, 738, 784.
- 37) ゲンツはイギリスの社会・政治制度の長所を指摘する、多数の雑誌論文や記事を発表した。彼の働きは反フランス・フランス革命キャンペーンの一翼を担うものであった。
- 38) M. J. Petry, *ibid*, p. 144.
- 39) M. J. Petry, *ibid*, p. 145.
- 40) M. J. Petry, *ibid*, p. 146.
- 41) Über englisches Staats- und Rechtsleben' in: *Berliner Schriften*, S. 716-727; 'Zum Aufsatz über die englische Reformbill' in: *Berliner Schriften*, S. 781-786.
- 42) M. J. Petry, *ibid*, S. 75.
- 43) M. J. Petry, *ibid*, S. 72.
- 44) M. J. Petry, *ibid*, S. 74.
- 45) M. J. Petry, *ibid*, S. 73.
- 46) M. J. Petry, *ibid*, S. 77.
- 47) M. J. Petry, *ibid*, S. 76.
- 48) T. M. Knox, *Hegel's Political Writings*, Oxford University Press, 1964, p. 317 n 1.
- 49) Hegel, *Werke 11*, S. 116-117, 『ヘーゲル政治論文集下』上妻精訳、岩波文庫、220頁、Knox, p. 321, Nisbet, p. 260.
- 50) プロシヤを含め大陸の諸国では、特権から法、私法から公法、実定法から理性法への改革はすでに終わっているというヘーゲルの見解が、ルーゲやハイムによって「反民主主義的」、「官僚主義」とされることになったと考えられる。Dickey, *Hegel: Political Writings*, trans. Nisbet, p. 320 n 1, p. 321 n 18.
- 51) David MacGregor, *Hegel, Marx, and the English State*, University of Toronto Press, 1996, p. 45.
- 52) D. MacGregor, *ibid*, p. 45-46. M. J. Petry, *ibid*, S. 91, 94. ペトリはこの点に関して、少々立場を変えている。1984年には彼は、『クロニクル』紙上で功利主義者たちのプロパガンダ、意図的な宣伝報道に欺かれ、ヘーゲルはイギリスでの革命の危険性を過大視したと論じていた。M. J. Petry, *op.cit.*, p. 158
- 53) W. Jaeschke, *ibid*, S. 318.
- 54) Sholomo Avineri, *Hegel's Theory of the Modern State*, Cambridge University Press, 1972, p. 219. シュロモ・アビネリ『ヘーゲルの近代国家論』高柳良治訳、1978、未来社、337頁。
- 55) D. MacGregor, *ibid*, p. 47.

(2006年1月11日受理)